

太地町手話言語条例

(令和4年3月9日条例第3号)

(目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解及び手話の普及を促進し、かつ、地域において手話が使用されやすい環境を整備するための町の責務及び町民の役割を明らかにすることにより、全ての町民が共生することのできる地域社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第2条 手話の普及は、手話を必要とする人が知的で心豊かな日常生活又は社会生活を営むために受け継いできた独自の言語体系を有する文化的所産であるという認識の下に、手話による意思疎通を行う権利を尊重し、手話を必要とする人と手話を必要とする人以外の人相互にその人格と個性を尊重し合いながら共生することを基本として行わなければならない。

(町の責務)

第3条 町は、手話に対する理解の促進及び手話の普及を図り、手話が使用されやすい環境を整備するため、次に掲げる施策を推進するものとする。

- (1) 手話に対する理解及び普及に関する施策
- (2) 手話による意思疎通の支援に関する施策
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める施策

(町民の役割)

第4条 町民は、基本理念に対する理解を深め、町が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

(施策を推進するための方針)

第5条 町は、第3条各号に掲げる施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

2 町は、第3条各号に掲げる施策と障害者の福祉に関する計画との整合性を図りながら、国、県及び周辺市町村との連携に努めるものとする。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。